規則

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯則事件の通知等） **第七十三条**　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の法律により通告処分の認められている犯則事件のあることを知つたときは、警察本部長又は警察署長に報告してその指揮を受け、速やかに、その旨を当該事件につき調査の権限を有する職員（以下「調査職員」という。）に通知するものとする。 2　調査職員から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行うに当たり、援助の要求を受けたときは、必要な援助をしなければならない。 （犯則事件の告発） **第七十四条**　犯則事件について調査職員から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならない。この場合においても、常に調査職員と緊密に連絡をとるものとする。 （犯則事件の要急捜査） **第七十五条**　犯則事件について、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、未だ調査職員の告発がない場合においても、捜査し、その結果を調査職員に通知しなければならない。 （調査職員への連絡） **第百十四条**　通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当つては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。 （領置に関する規定の準用等） **第百五十一条**　第百九条（任意提出物の領置）第一項後段、第二項及び第三項並びに第百十条第二項から第百十七条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第百十条第二項及び第百十六条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。 2　［略］	（犯則事件の通知等） **第七十三条**　国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の法律により通告処分の認められている犯則事件のあることを知つたときは、警察本部長又は警察署長に報告してその指揮を受け、速やかに、その旨を当該事件につき調査の権限を有する官吏又は吏員（以下「収税官吏等」という。）に通知するものとする。 2　収税官吏等から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行うに当たり、援助の要求を受けたときは、必要な援助をしなければならない。 （犯則事件の告発） **第七十四条**　犯則事件について収税官吏等から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならない。この場合においても、常に収税官吏等と緊密に連絡をとるものとする。 （犯則事件の要急捜査） **第七十五条**　犯則事件について、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、未だ収税官吏等の告発がない場合においても、捜査し、その結果を収税官吏等に通知しなければならない。 （収税官吏等への連絡） **第百十四条**　通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄または換価の処分をするに当つては、あらかじめ、収税官吏等に連絡しなければならない。 （領置に関する規定の準用等） **第百五十一条**　第百九条（任意提出物の領置）第一項後段、第二項及び第三項並びに第百十条第二項から第百十七条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、収税官吏等への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第百十条第二項及び第百十六条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。 2　［同上］